

## 歯科的所見により身元確認 された最近の事例

舟 山 真 人・山 田 文 夫

東北大学医学部法医学教室

(主任: 勾坂 錠教授)

(昭和 62 年 3 月 23 日受付, 昭和 62 年 3 月 30 日受理)

### **Three Cases of Personal Identification by Dental Findings**

Masato Funayama and Fumio Yamada

*Department of Forensic Medicine, Tohoku University School of Medicine*

(Chief : Prof. Kaoru Sagisaka)

**内容要旨:** 当教室において身元不明として剖検された死体の中から、歯科所見を基に身元が確認された最近の 3 事例を報告する。第 1 例は 220 m の海底から引き上げられた男性死体で、付近海域に沈没した海洋調査船の乗組員の可能性があった。死体上顎の一部に歯列不正(転位歯)がみられ、これがこの調査船の一人の乗組員の顔写真にも写っていた。更にパノラマ写真などとも照らし合わせた結果、身元が確認された。第 2 例は山の沢で発見された若い女性の死体で、3 年間手懸りが擱めなかった。しかし、県内に住む人からの娘の捜索の届出が発端となり、この娘が受診したことのある 2 歯科医の診療録と剖検時の観察所見とを照合したところほぼ一致したため、この人の娘であると確認された。第 3 例は外国人専用旅館の焼け跡から発見された焼死体で、歯科所見と歯型の石膏模型を大使館経由で疑いが持たれた人の国に送ったところ、その人を治療した歯科医によって一致していることが確認された。

### 緒 言

身元不明死体における家出入票の照合、あるいは災害時の多数死体同時発生における身元の確認など、歯科的所見が重要な役割を示すことが少なくない。最近、当教室で解剖された死体の中から、歯科所見が最終的な身元確認に貢献した 3 事例を報告する。

### 事 例 1

#### 1. 概 要

昭和 61 年 9 月 7 日、宮城県金華山燈台の南方 50 km の地点で底引きトロール漁を行っていた漁船が、水深 220 m の海底から網をあげたところ、死後変化の進んだ死体を引き上げた。ところがこの地点は、同年 6 月 17 日、福島県相馬沖で消息が途絶えた海洋調査船の沈

没地点から約 11 km 離れたところであり、本屍がこの調査船の乗組員の一人である可能性が強く疑われた。従って、本屍の身元を確認することからも、当教室において司法解剖がなされた。

#### 2. 解剖所見

死後変化が進んだ死体で、全身は脂ろう化していた。頭部・顔面の軟部組織は全て欠損し、骨顔貌を呈していた。骨折などの損傷はなく、また内部諸臓器から珪藻類が検出されたことから、本屍は溺れにより死亡したものと考えられ、死後変化の程度から大約 3 カ月ないし半年位経過しているものと推定された。身長は下肢骨長から計算すると大約 160 cm 位、年齢は頭蓋骨内板の骨縫合、恥骨結合面などの性状から大約 30 歳台前後と推定された。

### 3. 歯科所見と身元確認

この海洋調査船には計 9 名の乗組員が乗っており、既に 2 名が遺体で発見されていたが、なお 7 名が不明であった（表 1）。彼らの年齢層は 20 歳台後半から 30 歳台に集中しており、身長や推定年齢からの個人識別は不可能であった。また、着衣からも個人を特定することはできなかった。

表 1 海洋調査船の乗組員構成

N.M.	38 歳	10 日後に遺体で発見
K.H.	37 歳	
M.F.	39 歳	
T.S.	36 歳	
M.T.	33 歳	
S.K.	28 歳	消息不明
H.S.	27 歳	
H.K.	27 歳	
T.T.	26 歳	



図 1 上顎左側にみえる転位歯（矢印）

さて、本屍の下顎は死後変化のため欠損していたが、上顎にはインレーあるいはアマルガム充填がされた数本の歯が残っていた。また、本屍の上顎左側 1・2 の歯は歯列不正（転位歯）であった。このような歯の場合、家族はその特徴を知っていることが多い、また写真でもこの所見が認められる可能性が大きいにあつと思われた。従って、この特徴から身元の調査を行うよう、本事件を取り扱った係官に要請した。数日して、左前歯に特徴のある一人の乗組員のスナップ写真と、その人が治療を受けていた歯科医の診療記録・X 線パノラマ写真が送られてきた。スナップ写真は歌っている状態、および笑っている状態のものであったが、いずれにも上顎左側の位置に転位歯が認められた（図 1）。また、X 線写真でも治療痕が一致しており、逆に矛盾している所見はみられなかった。従って、本屍が該当するらしい乗組員であると判断して問題はないとの結論に至った

## 事例 2

### 1. 概要

昭和 58 年 8 月 5 日、宮城・山形の県境にある大東岳の沢で死後変化の進んだ女性の水死体が登山者によって発見された。現場は山道から 300 m 外れた滝の落ち口で、材木の間に挟まれた状態であった。遺体のそばのリュックサックには小銭が入った財布・手帳などがあったが、着衣ともども身元を証明するものはなかった。同所へは険しい山道を通らねばならず、死体運搬に苦労し、3 日後に当教室で司法解剖がなされた。

### 2. 解剖所見

死後変化が進み、全身は脂ろう化していた。内部諸臓器から珪藻類が検出されたことから、本屍は溺れにより死亡したものと考えられ、死後変化の程度から大約 3 カ月位経過しているものと推定された。身長は大約 155 cm くらい、年齢は恥骨結合面の性状から大約 25～35 歳位と推定された。頭蓋骨に骨折がみられたが、生前のものとは判断できなかった。

### 3. 歯科所見と身元確認

当初、死体発見場所が宮城県か近県の登山者以外に知られていない所であり、しかも若い女性であることから間もなく身元が判明するであろうと考えられていた。しかし、何ら手懸りが得られず、ほぼ 3 年が経過

表2 身元不明死体の解剖結果等と○橋○子との比較

	身元不明死体	○橋○子
年 齢	25~35 歳位	29 歳
身 長	156 cm 前後	155 cm 位
体 格	体重 50 kg	普通
血 液 型	A型	A型
死亡推定	死後 3 カ月位 (昭和 58.5 初頃)	昭和 58.5.9 家出
着 衣	(発見時) 紺色ブレザー 白色 2 ツボタンオーバード 紺色ジーパン	(母親の確認) 紺色ブレザー 紺色ジーパン
所 持 品	赤茶革製財布 (ELEGANT ROMA) 腕時計 ネックレス ハンドバッグ	母親のローマ旅行のお土産

表3 身元不明死体と○橋○子との歯科診療記録の比較

身元不明死体	○橋○子	身元不明死体	○橋○子
上右		上左	
1 メタルポンド冠(焼付)		1	
2 メタルポンド冠(焼付)		2	
3 メタルポンド冠(焼付)	ポスト支台	3	C <sub>3</sub>
4		4 インレー(O)銀色	インレー(O)
5		5 インレー(O)銀色	インレー(O)
6 縫製冠(銀色)	X線写真あり	6 インレー(OL)銀色	インレー(OL)
7 鋳造冠(銀色)	X線写真あり	7 欠	拔歯
8		8 欠	
下右		下左	
1		1	
2		2	
3		3	
4 歯槽窩のみ		4	
5		5 インレー(OD)銀色	拔髓印象
6 アマルガム(O)		6 鋳造冠(銀色)	
7 鋳造冠(銀色)	鋳造冠(パラ)	7 欠	拔歯
8 半埋状		8 欠	

----- 埼玉県T歯科医院 ----- 宮城県T町立病院

(なお、母親の話によると高校時代、上前歯の治療を行い治療費が高かったとのこと)

したところ、昭和 61 年 5 月初旬、県北に住む女性から警察に『3 年前から行方のわからぬ娘の夢をみたが、死んでいるかもしれない』との届けがあり、調べていくうちにこの身元不明例ではないかとの疑いが強まつた。身体特徴および行方不明時期は解剖所見とはよく

一致し、また、母親の話によると本屍の所持品のうち、財布は母親がローマへ旅行した際にお土産として娘に与えた財布によく似ているとのことであった(表2)。そこで、本屍にはいくつかの歯科治療痕があったので、該当するらしい人の歯科診療録入手することにした。

この人は昭和57年に埼玉県の歯科医にかかっていたことがわかり、同歯科医から送られてきた診療記録を対比させると、上顎左側4~6の歯に同じインレー充填の治療がみられた。しかし、他の治療痕の記載がなく、まだ完全な一致には至らなかった。そこで、それ以前に歯科治療を行っていないかどうかを家族の話などを基に調べていくうちに、昭和55年ころ宮城県のある町立病院で歯科治療を受けていたことが判明した。その診療記録と対比したところ、下顎右側7の铸造冠、上・下顎左側7の抜歯などに記載の一一致がみられ、また、上顎右側6・7には縫製冠および铸造冠を示すX線写真があった。この2歯科機関の診療録と本屍の歯科所見との比較を表3に示す。なお、母親の話によると、高校時代に前歯の治療を行い、治療費がとても高かったことであり、これは上顎右側1~3のメタルポンド冠を意味しているのであろう。以上のことから、この死体の身元が確認され、遺骨・遺品は3年ぶりに遺族の元に帰った。

## 事例3

### 1. 概要

昭和61年3月17日未明、仙台市内の旅館から出火し、焼け跡から一人の焼死体が発見された。この旅館は外国人専用の旅館であり、経営者によると、一人の男性外国人を泊めていたものの宿帳が焼失し、国籍・名前・年齢等は全く分からぬとのことであった。従って、死因および身体特徴を調べるために当教室で司法解剖が行われた。

### 2. 解剖所見

本屍は高度の焼損を受け、皮膚は殆ど焼失し炭化した皮下・筋組織が露出していた。頭部・顔面は軟部組織は焼失し骨顔貌の感を呈していた。気管・気管支内に煤がみられ、また血中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度は35%であったため、本屍は焼死したものと認められた。更に血液・尿からアルコールが検出され、その量から軽度ないし中等度酩酊の状態であったものと考えられた。身長は下肢骨長から算出すると大約175cm、頭蓋骨骨縫合などから20歳後半から30歳台と推定された。その外、特記すべき所見はないが、鼻稜が際立っていたのが観察された。

### 3. 歯科的所見と身元確認

本屍の歯には上顎および下顎にインレーおよびレジンの充填が認められ、また、矯正治療のための便宜抜去と思われるものがみられた。このような便宜抜去は欧米でよく行われているという。その後の調べで、本屍は航空会社勤務のスイス人ではないかという連絡があり、そこで記載した歯の所見と解剖時に取った石膏模型を大使館経由でスイスに発送し、現地の歯科医の診療録と照合したところ、所見が一致したため身元が確認された。この一連の対応に対し、スイス大使館から感謝のメッセージが送られている。

## 考 察

身元不明死体が発見された場合、まず着衣や所持品、特に免許証やカード類などが確認の資料になる。しかし、最終的には死体そのものの特徴によらねばならない。身長の測定（推定）、体格・年齢の推定により大凡の見当をつけるが、これらは断定的なものとはなり得ない。更に指紋・掌紋、血液型、身体特徴（手術痕・治療痕・入墨など）に加えて歯科的所見が重要な判断材料となる。歯科所見は指紋と異なり、終生不变なものではない。従って、ある時期の診療録にない所見が死体の歯にみられることは当然有り得ることである。しかし、診療録に記載されている部位にはなんらかの処置が必ず施されているわけであり、これらを照合すれば、同一人であるとの判断は十分可能である。もし1本の歯であっても、当人を治療した歯科医が、自らの治療を覚えていれば、それだけで判定できる場合があるだろう。従って、火災などによる加熱の影響を受けたり、死後変化が進み生前の面影をほとんど失った死体においても、歯科治療痕により身元を確認することが出来るのである。今回報告した3事例の外にも、水産加工場の煙突内で発見された約1,500個の炭化細骨片化した白骨中からみつかった歯の治療痕が、行方不明となっている人の診療録と一致した例<sup>1)</sup>や山林の中からみつかった白骨死体の義歯が、ある歯科医院の技工室で製作されたものと分かり身元が判明した例<sup>1)</sup>などを含め、歯科所見が確認の手立てに利用された例は少なくない。

過去10年間、宮城県内（県警察本部取扱い分）では嬰児を除く変死体の中で、未だ31体が身元不明死体として扱われている（表4）。この中にはホテル・旅館あ

表 4 宮城県における身元不明死体（県警察本部取扱い分）

年（昭和）	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	計
身元不明死体数	2	3	3	3	3	4	1	5	4	3	31
剖検された死体数	0	1	2	1	3	0	1	2	4	3	17

るいはアパートで死亡していた例、あるいは名前の入った上着などを身につけていた例もあるが、何れも記載されている氏名や住所等には該当するものはいなかった。最近では縊頸死や明らかな病死など犯罪性が否定されるもの以外は解剖に付されており、また検案に留まるものでも身体特徴は写真などに保存されている。しかし、それでも身元が確認できず無縁仏となる人は相当数にのぼる。これらの中にはほとんどの歯が健常であるものや抜歯・脱落のみで治療痕のない人が10例、総義歯の可能性が高くそれが脱落しているものが1例、記載のないものが3例ある。しかし残りの例はいずれも治療痕・義歯などが施されており、その治療が比較的最近であれば、携わった歯科医がそれらの資料を見れば、判明する例が少なからずあるであろう。事例2では、死体の歯科所見を歯科技工士系の雑誌に掲載したが効果はなかった。しかし、列車に轢断された人の歯科所見を歯科雑誌に掲載したところ、ほぼ1年して千葉県の歯科医より情報の提供があり身元が判明した例<sup>2)</sup>が過去にあり、歯科系雑誌や県内あるいは更に広域の歯科医師会などにその年度の身元不明死体を照合する働きかけは必要であろうと思われる。なお、今回具体的な数は挙げなかったが、この外に頭蓋骨だけのものが一年間に数体の割りで当教室に検査・鑑定が嘱託され、更に海上保安部（塩釜海上保安部・気仙沼海上保安署）取扱いの水死体（これは宮城県沖から遠く離れた洋上の死体でも、引き上げた船の所属する保安部扱いとなる）でも同様死体が一年間に数体あり、身元の判明していない遺体の多いのに驚かされる。

一方、飛行機事故や旅館・ビル火災などで多数死体同時発生の際、何れの死体も同様な高度損壊状態であり、身元確認においても歯科所見の照合は重要である。昭和61年夏の日航機墜落事故でも地元歯科医師会より約1カ月半の間に延べ1,013人の歯科医師が応援に駆けつけ<sup>3)</sup>、死者520人中歯科所見が身元確認に関与した例は233例（43%）で、指紋による確認数とほぼ同数であったという報告があり<sup>4)</sup>、その有用性が改めて認識されたことは記憶に新しい。今日、わが国では多くの人が歯科治療を受けており、診療時、特に初診

時にその人の歯の所見を克明に記録しておくことは社会的意味からも極めて重要なことであろう。事例1では診療録やX線パノラマ写真が揃っており、たとえ転位歯という特徴がなくても、治療を施された歯はいくつか脱落せずに残っていたため、これらを照合しただけでも身元確認は可能であろう。ところが過去の例からみると、自己機関で処置した歯のみを診療録に記録しているのみで、カルテの第1項にある歯の総合所見（歯式）を全く記載していない歯科医が少なくない。事例2例では埼玉県の歯科医が過去に治療されていた所見も記録していたならば、もっと早く確実に身元の確認が出来たはずである。

個人識別の最終決定権は司法関係者（警察官・海上保安官など）にあるが、その根拠となる身体所見に関しては医師・歯科医師の観察・判断に負うところが大きい。事例3でも「念のために」取っておいた歯型の石膏模型が重要な決め手となった。石膏は用具さえあれば誰にでも容易に型どりができる、しかも客観的な情報であるため、検視官などはぜひ励行してほしいものである。逆に一つの観察・記載ミスがその人の身元確認の手がかりを永久に失うことにもなりかねないため、その対応はより慎重でなければならないことを結論としたい。

この内容は第10回東北歯学会で発表した。

## 文 献

- 1) 山田文夫：東北地方の身元不明死体と歯科的所見。日本歯科医療管理学会雑誌 **20**: 261-264, 1986.
- 2) 赤石 英：臨床医のための法医学。南江堂、東京, 1983, pp 209-210.
- 3) 山田文夫, 押田茂實：多数事故死者の個人識別について。東北大歯誌 **4**: 53, 1986.
- 4) 鈴木和男：特別報告 Ib 法歯学的にみた日航機墜落事故。日法医誌 **40**: 495, 1986.